



補助金の活用について

施術ビジネス（治療院・整骨院・整体院・リラクゼーション・エステサロンなど）向け

2020年8月3日

株式会社BE NOBLE（経営治療コンサルティング）

Email : iizuka@benoble.co.jp

講師紹介



株式会社BE NOBLE

代表取締役 飯塚 伸之 (いづか のぶゆき)

事業内容：経営コンサルティング事業/W E B 事業/福利厚生事業

所在地：東京都中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10階

TEL：050-7114-7477

E-Mail：iizuka@benoble.co.jp

■ 昨年の申請補助金採択率 100% !

略歴

職歴：整形外科/鍼灸整骨院/デイケア/コンサルティング業

現職：株式会社BE NOBLE 代表取締役/法政大学経営大学院 特任講師

保有資格

- ◆ 中小企業診断士
- ◆ MBA（経営管理修士）
- ◆ 健康経営エキスパートアドバイザー
- ◆ 鍼灸師/柔道整復師
- ◆ キャリアコンサルタント/産業カウンセラー
- ◆ 2級FP技能士



Contents

	Page
0 1 補助金の概要	P4
0 2 3 大補助金と申請フロー	P11
0 3 小規模事業者持続化補助金	P16
0 4 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	P28
0 5 補助金申請サポート	P37
Appendix	P44

補助金の概要

補助金の定義

補助金の定義

一般には「補助金とは、国が特定の事務、事業に対し、国家的見地から公益性があると認め、その事務、事業の実施に資するため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である。」とされている。

すなわち、この定義を前提とする限り補助金としての要件は以下の三つをあげることができる。

- ① 特定の事務、事業に国家的見地において公益性（公共の利益になりうるか）があると認められること。
- ② その事務、事業の実施に資するためのものであること。
- ③ 財政援助の作用をもつものであること。



- 補助金・助成金は、国が政策を推進するために**政策目的に合った取組み**に対して、民間（企業・個人事業主）や地方自治体等に交付する金銭的な給付です。
- 補助金は国や地方公共団体が決めた**予算に基づき**、一定の時期に公募によって申請を募り、審査を経て支給されます。

補助金と助成金の共通点

	補助金	助成金
返済義務	返済不要 ✓ 原則的に融資と違って返済が不要。 ✓ 給付後は企業の収益となる。	
支払い時期	後払い ✓ 会社にとって必要な計画を立て、施策を先に実行。 ✓ 資金繰りには使えない。 ✓ 入金は早くて半年、場合によっては1年後に入金となる場合もある。	
予算	国や自治体の政策で予算配分が変わる。	
手間	手間と時間がかかり、仕事の片手間で手続きが難しい。 ✓ 受給の要件が細かく煩雑 ✓ 年度ごとに要件が変わる	

補助金と助成金の違い

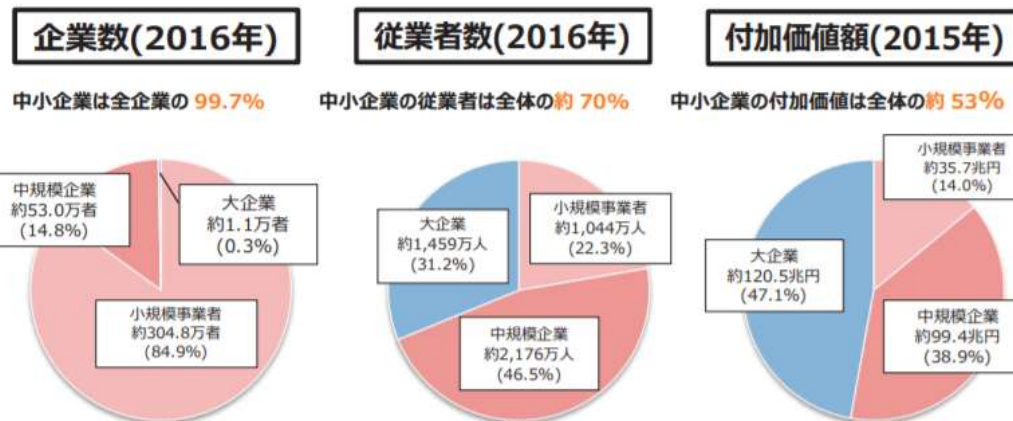
	補助金	助成金
管轄	経済産業省、地方自治体	主に厚生労働省
目的	経済の活性化、生産性の向上	雇用の促進
種類	事業拡大や設備投資に関するものが多い (事業)	雇用促進や職場改善に関するものが多い (人)
財源	税金	雇用保険
金額	数十万～数千万	数万～数十万
倍率	採択されない場合がある (予算主義) ※計画書の作成がある	申請すれば基本的に100%採択される (要件主義) ※東京都の助成金など、実質的に補助金と変わらないものもある
募集期間	期間が限られている (基本的に年一回)	基本的に一年中申請できる
申請サポート	中小企業診断士、税理士	社会保険労務士

※助成金・補助金は国だけでなく、都道府県や市区町村といった地方自治体からも公募されています。

国が期待する効果

日本の中小企業は、

- ✓ 企業全体の99.7%
- ✓ 雇用の7割（3人に2人）
- ✓ 付加価値額・売上高の割合は、約53%、約44%



中小企業の存在感は非常に大きく、日本経済の根幹を担う存在。

(出所) 中小企業庁「2019年版 中小企業白書」

厳しい経営環境に陥った中小企業の、資金面、技術・情報面、人材面での様々な困難に対して、国と都道府県が協力して支援

そのため、中小企業に対して積極的な支援（補助金・助成金等）をおこない、以下の経済効果を目的とします。

- 新しい産業や雇用機会を創出
- 地域経済を活性化
- 労働生産性の向上



予算（生産性革命推進事業）

持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金

- 国の予算は、一定期間における国の活動に必要な金銭の収入、支出の計画を総合的にとりまとめたものです。
- つまり、政府が1年間にどのような政策を実施していくのかを数字で表した政府の計画書といえます。

予算年度	予算（億円）	内容
平成30年度補正	1,100	✓ 基本的に 年1回 の公募（予算が余れば2次公募）
令和元年度補正予算	3,600	✓ 3年間 の基金の総額（持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金） ✓ 通年で複数回 の公募 ✓ 補助金以外の事業として「先進事例や支援策の周知・広報」および「相談対応・ハンズオン支援」を含む ✓ ものづくり補助金には一般型以外に、グローバル型、ビジネスモデル構築型もあり、この予算も含む
令和2年度補正（一次補正）	700	✓ 特別枠 の創設 ・小規模事業者持続化補助金：特別対応型創設 補助上限100万円 ・ものづくり補助金：特別枠を創設 補助率2／3 ・IT導入補助金：特別枠（C類型）を創設 補助率2／3
令和2年度補正（二次補正）	1,000	✓ ものづくり補助金特別枠、小規模事業者持続化補助金（一般枠、特別枠）について 事業再開枠 （定額50万円）の新設 ✓ 3補助金について特別枠のうち「非対面型ビジネスモデルへの転換」及び「テレワーク環境の整備」についての 補助率引上げ （3／4）

補助金の活用によるメリット

競争力に差をつけ、自社を大きく成長させるための手段やきっかけにできる

■ メリット

- ✓ 融資と異なり、返済不要
 - ・担保や保証人を求められることもありませんし、金利也没有せん。
- ✓ 補助金は基本的に何度でも、また、同一年度に複数の補助金（国・都道府県）を受給可能です。
 - ・ただし、同一の内容の対象事業について重複して利用することは出来ません。

※ 注意点

- ✓ 後払いのため、資金繰りには使えない
 - ・実施するにあたり自己資金や借入も必要
- ✓ 収益となり、課税対象になる
 - ・補助金を利用した事業において、一定以上の利益が発生した場合は、その額の一部を返金しなくてはなりません（収益納付）。

3 大補助金と申請フロー

生産性革命推進事業

- 小規模事業者持続化補助金
- ものづくり補助金（ものづくり・商業・サービス補助金）
- IT導入補助金

事業者区分

施術ビジネスは、③のサービス業に該当するため、

- 中小企業➡資本金5,000万円以下 or 従業員100人以下
- 小規模事業者➡従業員5人以下

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額or出資の額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	

3 大補助金比較 1/2

	小規模事業者持続化補助金	ものづくり・商業・サービス補助金	I T 導入補助金
補助対象者	小規模事業者（法人・個人）	中小企業者（法人・個人）	中小企業者（法人・個人）
対象となる事業	販路開拓等のための取組。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組。	新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備・システム投資等。	バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上や、顧客獲得など繋がるITツール導入。
補助対象経費	例）店舗の改装、ホームページの作成・改良、医療機器の導入、チラシ・カタログの作成、広告掲載、展示会の出展など	例）新製品開発のための製造機器購入やシステム構築、生産性向上のための試作品の作成など	例）販売管理システム、勤怠管理ツール、業務日誌ツール 「販売管理システム」「勤怠管理システム」「日報システム」
補助率・補助額	・最大50万（補助率2/3） ※一部条件を満たせば、最大100万円（補助率2/3）	・最大1,000万（補助率1/2） ※小規模事業者は2/3 ※事業により3種類の類型がある（他に連携型も有る）	・30万～450万（補助1/2） ※業務プロセスの数によって類型が異なる（A・B）

3 大補助金比較 2/2

	小規模事業者持続化補助金	ものづくり・商業・サービス補助金	I T 導入補助金
特徴	・追加募集など複数回に分けて募集される年が多い。➡年4回 ・毎年1回まで採択となることが可能。	・追加募集など複数回に分けて募集される年が多い。➡年4回 ・GビズIDの取得が必要（電子申請）	・実施期間が短く（2週間～1ヶ月）、カスタマイズを伴う製品の導入は難しい ・GビズIDの取得が必要（電子申請）
時期	4月ごろから公募➡通年	3月ごろから公募開始➡通年	4月～5月ごろの公募開始➡通年予定（年4回）
要件	・申請時点で事業をおこなっていること ・事業計画の策定・実施	・事業計画の策定・実施 ※実施期間中（3～5年）に、3つの要件を満たす必要がある	・事業計画の策定・実施 ※実施期間中（3年）に、3つの要件を満たす必要がある
加点項目	・新型コロナウイルス感染症加点 ・経営力向上計画 ・賃上げ加点 ・事業承継加点 ・地域未来牽引企業等加点	・新型コロナウイルス感染症加点 ・経営革新計画 ・事業継続力強化計画 ・「小規模事業者」又は「創業5年以内」 ・賃上げ加点	・テレワークの導入への取り組み ・クラウドのITツール導入 ・インボイス制度対応製品の選定 ・地域経済牽引事業計画の承認の取得、地域未来牽引企業 ・賃上げ加点

補助金申請の流れ



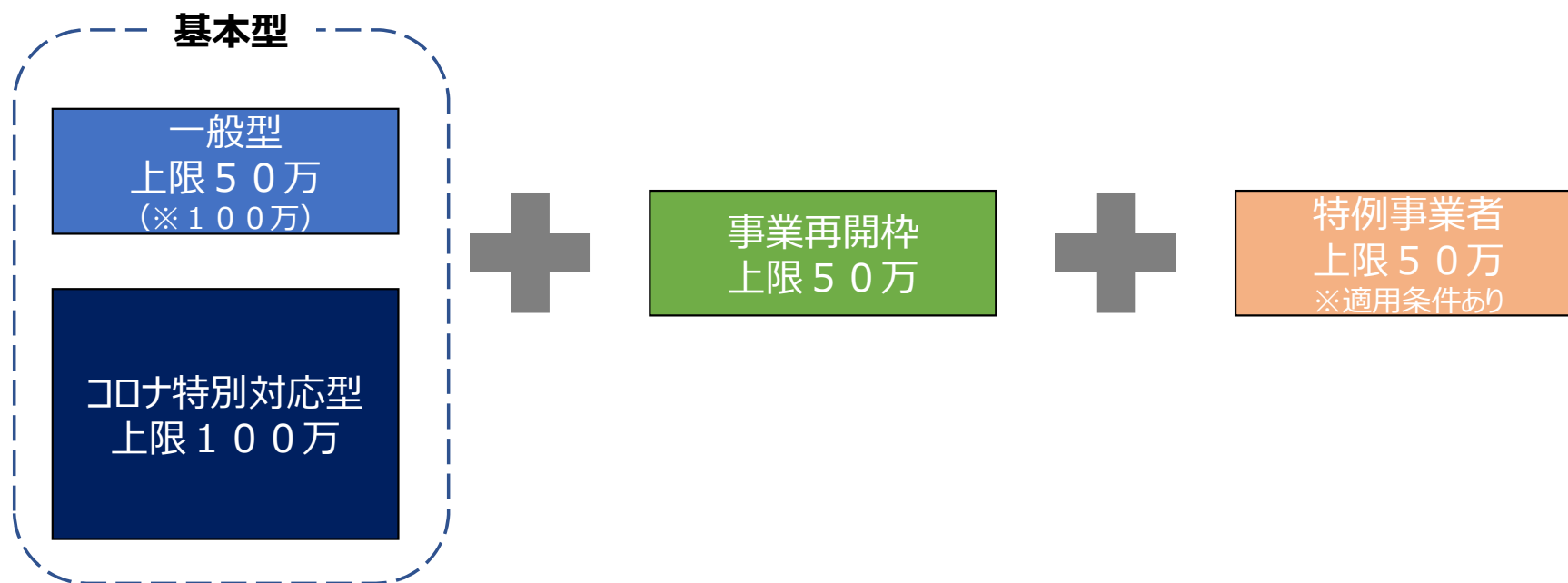
事業者が補助金・助成金を申請し、採択され、入金されるまでの流れは以下の図表のようになります。

No.	流れ	内容
1	申請	事業内容や必要経費についてまとめた申請書を所轄の事務所に提出します。
2	審査	事業者から提出された申請書をもとにして、事務局が補助金・助成金の交付を受けるのに適切かどうか審査します。
3	採択	申請した全事業者に採択か不採択かの結果が通知されます。
4	交付	採択後、必要な経費などを事務局に申請します。 事務局に受理されると、交付決定通知書が送付されます。
5	実施	申請内容に沿って事業を実施します。
6	報告	事業の実績について報告書を作成し、事務局に提出します。
7	検査	申請内容に沿って事業が実施され、経費が適正に支出されたか事務局がチェックします。
8	確定	事業が適正に実施されたと認められると、補助金・助成金の支給金額が決まります。

小規模事業者持続化補助金

全体像

- 基本型（一般型・コロナ特別対応型）
- 事業再開枠：感染拡大防止の取組費用
- 特例事業者の上限引上げ：上乗せ分は、事業再開枠か一般型分に配分可能（**基本型**≥**事業再開枠**）



基本型の概要 1 / 2

(一般型・コロナ特別対応型)



交付金額は少額ですが、補助対象費用の範囲が広いことから人気のある補助金です。

	小規模事業者持続化補助金	
	一般型	コロナ特別対応型
補助対象者	小規模事業者（従業員5人以下、製造業、建設業、運輸業は20人以下）の法人・個人・一定の要件を満たした特定非営利活動法人（医師・歯科医師・助産師を除く） ※申請時点で事業をおこなっていること	
対象となる事業	販路開拓等のための取組。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組み	新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（A：サプライチェーンの毀損への対応、B：非対面型ビジネスモデルへの転換、C：テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等への取組み
補助額・補助率	・補助額：上限50万 ・補助率：2/3 ※一部条件を満たせば、最大100万円	・補助額：上限100万 ・補助率：Aは2/3（B・Cに該当する取り組みは3/4）

基本型の概要 2 / 2

(一般型・コロナ特別対応型)



小規模事業者持続化補助金		
	一般型	コロナ特別対応型
特徴	■ 経政策加点項目 1. 新型コロナウイルス感染症加点 ① 直接的な影響（従業員等の罹患） ② 間接的な影響（売上減少） 新型コロナウイルス感染症に起因して、前年同月比10%以上の売上減少が生じていること。 2. 賃上げ加点 ① 給与支給総額増加 ② 事業場内最低賃金引き上げ 3. 事業承継加点 4. 経営力向上計画加点 5. 地域未来牽引企業等加点	■ 申請要件 補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれか一つ以上の投資に取り組むこと （A）サプライチェーンの毀損への対応 顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと （B）非対面型ビジネスモデルへの転換 非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと （C）テレワーク環境の整備 従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること ■ 遡及適用あり（特例） 2020/2/18以降に発生した経費 2020/2/18以降に開業した者は、開業日以降に発生した経費 ■ 概算払い制度あり（特例） 一定の要件を満たす場合、補助対象経費の一部について審査後、概算払いによる即時支給（交付決定額の50%）が可能

対象となる経費（13項目）

項目	費目の説明
① 機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
② 広報費	ホームページ・パンフレット・ポスター・チラシ等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費
③ 展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
④ 旅費	事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む。）等のための旅費
⑤ 開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発（原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工）
⑥ 資料購入費	事業遂行に必要不可欠の図書等を購入
⑦ 雑役務費	補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣料、交通費
⑧ 借料	事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料
⑨ 専門家謝金	事業の遂行に必要な指導・助言を受けるための専門家等への謝礼
⑩ 専門家旅費	事業の遂行に必要な指導・助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
⑪ 設備処分費	作業スペースを拡大する等の目的で、設備機器等を廃棄・処分、または修理・原状回復
⑫ 委託費	①から⑪に該当しない経費で、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）
⑬ 外注費	①から⑫に該当しない経費で、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）

主な経費項目の例

項目	補助対象	補助対象外
①機械装置等費	・ショーケース ・新商品サービス提供のための製造・試作機械、業務用ソフトウェア ・販促用の顧客管理ソフト ・中古品機械装置等の場合は、1つ50万円（税抜）未満のもの	・車の購代金（例外あり） ・新商品の開発や販路開拓以外にも使えるP C・タブレットおよび周辺機器、プリンタ、文具など（汎用性のあるもの） ・中古品機械装置等の場合は、1つ50万円（税抜）以上のもの ・ネットオークションで買ったもの
②広報費	・商品サービスを宣伝するパンフレット、チラシ、カタログ、新聞、雑誌、DM、看板、販促品、H P 作成 ・商品サービスを販売するためのネット販売システム	・商品サービスを宣伝していない会社紹介用のパンフレット、チラシなど ・チラシのうち、使わなかった分 ・ネットショップの利用料 ・H P のS E O 対策
⑧借料	・新商品の開発や販路開拓に必要な機器設備のリース料、レンタル料 ・商品サービスP R イベント会場レンタル料 ※契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。	・事務所家賃 ・新商品の開発や販路開拓以外にも使える機器設備のリース料、レンタル料
⑬外注費	新商品の開発や販路開拓のために改装工事などを請け負ってもらった工事業者への代金 ・店舗改装、バリアフリー、トイレ改装、ガス水道排気工事、移動販売等を目的とした車の内装・改造工事車の内装改造工事など	・やろうと思えば自分でやれる業務 ・新商品の開発や販路開拓に関係ない工事

※中古品および税込100万超を要するもの ➡ 2社以上から見積をとり、より安価な発注先を選定

※単価50万円（税抜）以上の機械装置等の購入は「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分が制限されることがあります。

ご相談の多い事例

Webサイト



運動療法機器



超音波診断装置



物理療法機器



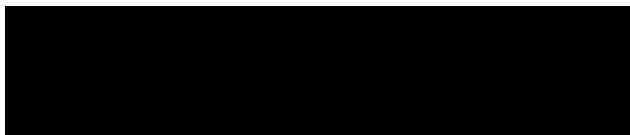
店舗改装



美容機器



(株)



様



1. **物理療法**：超音波治療器、SSP、干渉波、低周波、水圧マッサージ、牽引、赤外線、マイクロ波、施術ベッド
2. **運動療法**：歩行訓練用体重免荷装置、スリングセラピーベッド、エクスケアバイク、レッグプレス、トレッドミル、トリートメントテーブル
3. **コロナ対策**：消毒液、サーモグラフィー
4. **中古機器**
 - ・ 購入単価が50万円（税抜き）未満のものであること
 - ・ 中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、複数（2社以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます）による購入は不可）から同等品についての複数者から見積（見積書、価格表等）を取得すること
 - ・ 購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取り組みへの使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。
5. **リース**
 - ・ 借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみとなります。
 - ・ 契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。

事業再開枠



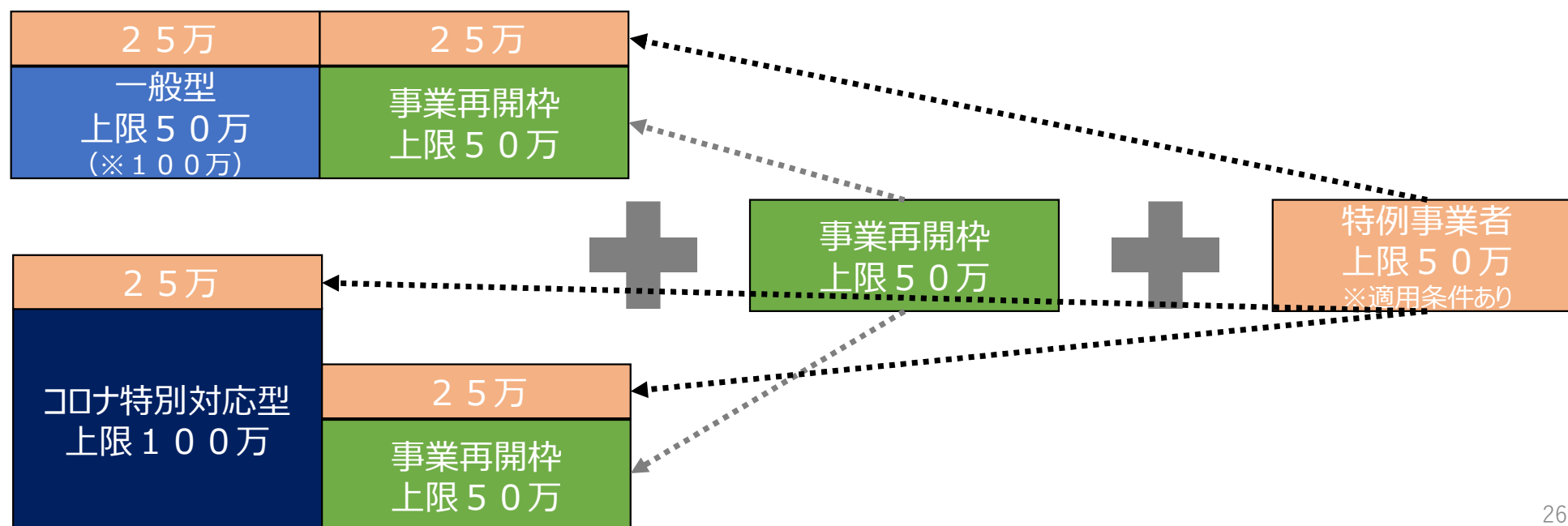
	事業再開支援パッケージ	
	事業再開枠	特例事業者の上限引き上げ
補助対象者	業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合	クラスター対策が特に必要と考えられる施設で事業を行う事業者（特例事業者）
対象となる事業	本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組について補助するものです。	下記のいずれかに該当する施設で事業を実施 ・屋内運動施設 ・バー ・カラオケ ・ライブハウス ・接待を伴う飲食店 ※各指定ガイドラインの詳細
補助対象経費	⑭消毒費用、⑮マスク費用、⑯清掃費用、⑰飛沫対策費用、⑱換気費用、⑲その他の衛生管理費用、⑳PR費用 ※2020/5/14以降に発生し、使用したものに關する経費を遡って補助対象経費とすることが可能	・一般型：上乗せ分の50万円は、事業再開枠か一般型分に配分可能 ・コロナ特別対応型：上乗せの50万円は、事業再開枠かコロナ特別対応型分に配分可能
補助額・補助率	補助額：上限50万 補助率：定額	補助額：上限50万 補助率：配分先の条件に準ずる

対象となる経費（7項目）

項目	費目の説明
⑭消毒費用	消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費
⑮マスク費用	マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費
⑯清掃費用	清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費
⑰飛沫対策費用	アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費
⑱換気費用	換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費
⑲その他衛生管理費用	ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費
⑳ P R 費用 （感染防止のための注意喚起に要する費用）	ポスター・チラシの外注・印刷費

補助上限額についての考え方

- 基本型（一般型・コロナ特別対応型）
- 事業再開枠：感染拡大防止の取組費用
- 特例事業者の上限引上げ：上乘せ分は、事業再開枠か一般型分に配分可能（**基本型** ≥ **事業再開枠**）



採択率の推移

- ・ 採択率は非公開だったが、20~40%の間で推移してきた（一部ネット上の数字あり）
- ・ 令和元年より採択率を公表し、高い採択率となっています

予算年度	実施年	予算（億円）	応募件数	採択件数	採択率（%）
平成25年度補正	平成26年	145	非公開	13,327	非公開
平成26年度補正	平成27年	252	非公開	33,855	非公開
平成27年度補正	平成28年	100	36,986	14,549	39.3
平成28年度補正	平成29年	120	非公開	約21,500	非公開
平成29年度補正	平成30年	120	26,910	18,532	68.9
平成30年度補正	平成31年（令和元年）	200	24,753	21,808	88.1
令和元年度補正	令和2年（一般①）		8,044	7,308	90.9
令和2年度補正	令和2年（コロナ①）		6,744	5,503	81.6
令和2年度補正	令和2年（一般②）				#DIV/0!
令和2年度補正	令和2年（コロナ②）		24,380	19,833	81.3

※一部ネット上の数字あり

弊社の申請サポートは、**100%!!**
(2019年度)

今後のスケジュール(一部予定)

	申請受付締切		補助事業の実施期間	
	一般型	コロナ特別対応型	一般型	コロナ特別対応型
第1回	2020/3/31 (火)	2020/5/15 (金)	決定通知～2021/1/31 (日)	決定通知～2020/1/31 (日)
第2回	2020/6/5 (金)	2020/6/5 (金)	決定通知～2021/3/31 (水)	決定通知～2021/3/31 (水)
第3回	2020/10/2 (金)	2020/8/7 (金)	決定通知～2021/7/31 (土)	決定通知～2021/5/31 (月)
第4回	2021/2/5 (金)	2020/10/2 (金)	決定通知～2021/11/30 (火)	決定通知～2021/7/31 (土)
第5回	2021/6 初旬		決定通知～未定	
第6回	2021/10 初旬		決定通知～未定	
第7回	2022/2 初旬		決定通知～未定	
第8回	2022/6 初旬		決定通知～未定	
第9回	2022/10 初旬		決定通知～未定	
第10回	2023/2 初旬		決定通知～未定	

ものづくり補助金

(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)

類型

- 大きく2種類の、生産性・高度連携が必要なものがある
- さらに、生産性は3類型、高度連携は2類型ある

	ものづくり・商業・サービス 生産性促進補助金	ものづくり・商業・サービス 高度連携促進補助金
事業類型	• 一般型（通常枠・特別枠） • グローバル展開型 • ビジネスモデル構築型	• 企業間連携型 • サプライチェーン効率化型
単独企業の申請	可能	不可（連携体のみ）
通年公募	あり	なし
事業実施期間	交付決定日から10ヶ月以内	2年間を予定

概要 1 / 3

中小企業ならほぼすべての業種で利用申請でき、予算規模が大きく、採択率も高い補助金です。

	ものづくり・商業・サービス補助金
補助対象者	- 中小企業者の法人・個人（みなし大企業でないこと） - 組合関連：財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体を除く - 特定非営利活動法人（従業員数が300人以下・経営力向上計画の認定が必要）
概要	中小企業者等が行う「 革新的な製品・サービス開発 」又は「 生産プロセス・サービス提供方法の改善 」に必要な設備・システム投資等を支援
補助対象経費	【通常枠】機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 【特別枠】上記に加えて、広告宣伝費・販売促進費（HPは対象外）
補助率・補助額	補助額：100万～1,000万 + 50万円（特別枠の場合に限り、事業再開枠の上乗せが可能） 補助率： 【通常枠】中小企業：1 / 2、小規模事業者：2 / 3 【特別枠】A類型：2 / 3、B・C類型：3 / 4 【事業再開枠】定額（10 / 10、上限50万円）

概要 2/3

	ものづくり・商業・サービス補助金
申請要件	- 電子申請が必須：g BIZ IDの取得が必要（2週間ほどかかる） - 事業計画（3～5年）の実施期間で下記の3つの要件を満たす必要がある。 ✓ 要件1：付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費） 年率平均3%以上増加 ✓ 要件2：給与支給総額 年率平均1.5%以上増加 （被保険者の任意適用に取り組む場合は、1%以上増加） ✓ 要件3：事業場内最低賃金 地域別最低賃金＋30円以上の水準にする ※被用者保険の任意適用：短時間労働者にも健康保険や厚生年金保険などを適用 【特別枠】の申請は下記の要件も必要 新型コロナウイルスの影響を乗り越えるため、<u>経費の1/6以上</u>を以下に投資すること (A) サプライチェーンの毀損への対応：製品供給継続のための設備投資等 (B) 非対面型ビジネスモデルへの転換：非対面・遠隔サービスに必要な投資 (C) テレワーク環境の整備：テレワークに必要なシステム構築等
その他 特別枠の メリット	- 特別枠で不採択になっても通常枠で優先的に採択 <u>事業再開枠が上乗せ</u> - 補助対象の<u>遡及適用</u>（2020/5/14以降に発生した事業再開枠の経費が対象） - 申請要件の緩和（付加価値向上・賃上げの達成年限を1年猶予）

概要 3/3



	ものづくり・商業・サービス補助金
加点	①成長性加点：有効な期間の経営革新計画の承認を取得した（取得予定の）事業者 ②政策加点：小規模事業者 又は創業・第二創業後間もない事業者（5年以内） ③災害等加点 ③-1：「新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために設備投資等に取り組む事業者（特別枠の申請者）」又は「令和元年度台風15号及び台風19号等の被災事業者（激甚災害指定地域に所在する者に限る）」 ③-2：「有効な期間の事業継続力強化計画の認定を取得した（取得予定の）事業者」 ④賃上げ加点等 ④-1：「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均2%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋60円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」又は「事業計画期間において、給与支給総額を年率平均3%以上増加させ、かつ、事業場内最低賃金を地域別最低賃金＋90円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明している事業者」 ④-2：「被用者保険の適用拡大の対象となる中小企業・小規模事業者等が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合」
減点	過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者は、交付決定回数に応じて減点

事業再開枠（再掲）

- ・ 特別枠のみ対象

	事業再開枠
補助対象者	業種ごとのガイドラインに基づいた感染拡大防止の取組（事業再開枠）を行う場合
対象となる事業	本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の感染防止対策を行う取組について補助するものです。
補助対象経費	①消毒費用、②マスク費用、③清掃費用、④飛沫対策費用、⑤換気費用、⑥その他の衛生管理費用、⑦PR費用 ※2020/5/14以降に発生し、使用したものに關する経費を遡って補助対象経費とすることが可能
補助額・補助率	補助額：上限50万 補助率：定額

対象経費（再掲）

項目	費目の説明
①消毒費用	消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費
②マスク費用	マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費
③清掃費用	清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費
④飛沫対策費用	アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費
⑤換気費用	換気設備（換気扇、空気洗浄機等）の購入費
⑥その他衛生管理費用	ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費
⑦P R 費用 （感染防止のための注意喚起に要する費用）	ポスター・チラシの外注・印刷費

採択率の推移

- 補助額・補助率ともに高いが、難易度も高レベル
- 採択率は40～50%程度で推移している（直近募集では、45%）

予算年度	実施年	予算（億円）	応募件数	採択件数	採択率（%）
平成24年度補正	平成25年	1,007	23,971	10,516	43.9
平成25年度補正	平成26年	1,400	36,917	14,413	39.0
平成26年度補正	平成27年	1,020	30,478	13,134	43.1
平成27年度補正	平成28年	1,021	26,629	7,948	29.8
平成28年度補正	平成29年	763	15,547	6,157	39.6
平成29年度補正	平成30年	1,000	23,630	11,989	50.7
平成30年度補正	平成31年（令和元年）	800	21,914	9,863	45.0
令和元年度補正	令和2年1次締切（通常枠）		2,287	1,429	62.5
令和2年補正	令和2年2次締切（全体）		5,721	3,267	57.1
	令和2年（特別枠）		3,321	1,773	53.4
	令和2年（通常枠） ^{*1}		2,400	1,494	62.3

^{*1}：特別枠での申請者を含む

今後のスケジュール

(ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)



	通常枠・特別枠＋事業再開枠	
	申請受付締切	補助事業の実施期間
1次締切	2020/3/31(火)17時	2020/4/28～最大10か月
2次締切	2020/5/20(水)17時	2020/6月末予定～最大10か月
3次締切	2020/8/3(月)17時	2020/9月末予定～最大10か月
4次締切	2020/11月5日(木)17時	2020/12月末予定～最大10か月
5次締切	2021/2月頃	2021/3月末予定～最大10か月

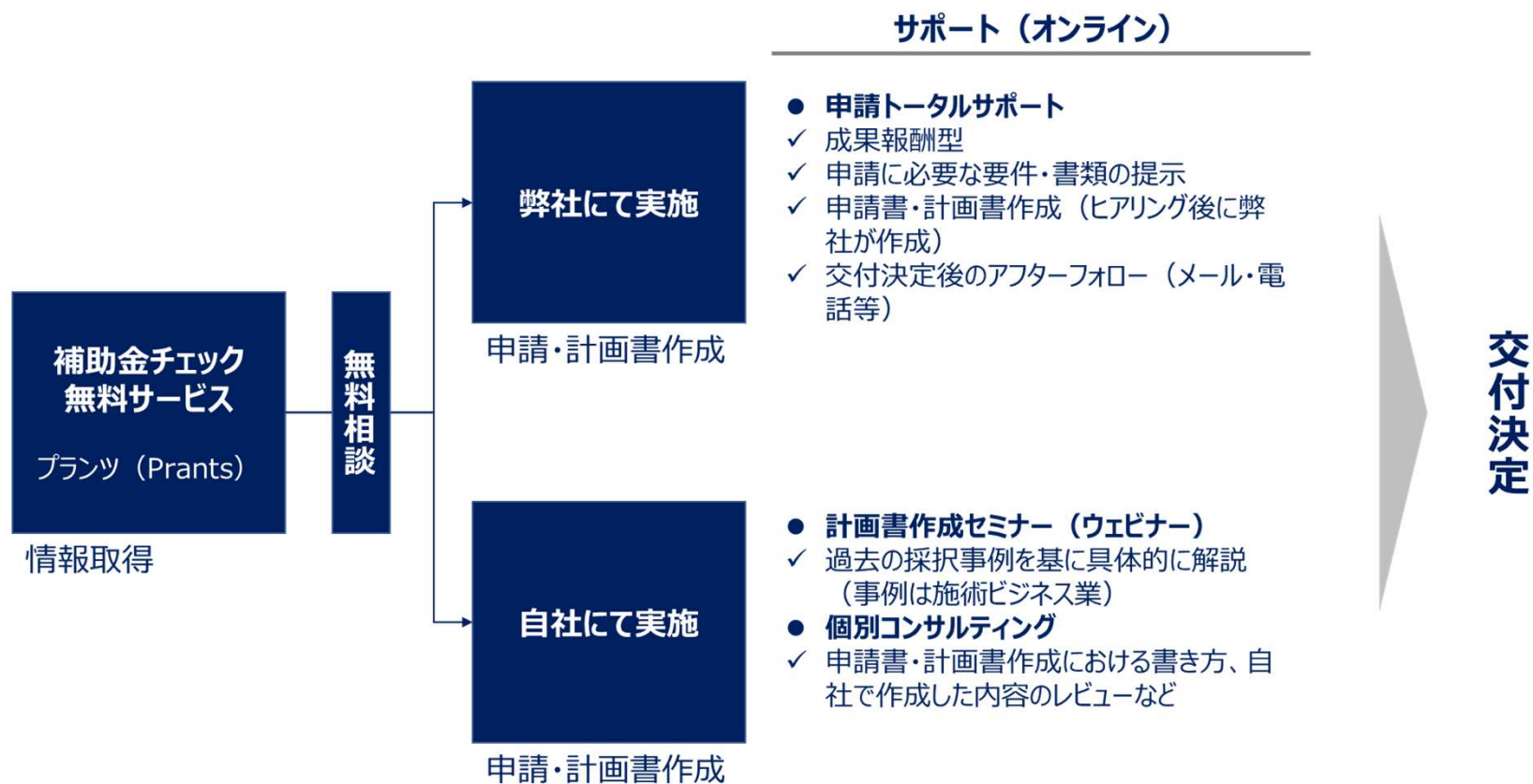
※変更の可能性有

補助金申請サポート

全体像



- サービスページURL : <https://www.xn--j2rq94ccxg4jh.com/hojokin-jyoseikin-shinseisapoto>



弊社の申請サポート

①無料補助金チェックサービス：プランツ（Prants）

- ・事業者がWebサイト上で簡単な項目を入力するだけで、条件に該当する最適な補助金や金額の把握が可能となり、補助金制度の煩雑な情報収集が不要となるサービスです。
- ・ URL : <https://www.xn--j2rq94ccxg4jh.com/Prants-hojokincheck>

②申請トータルサポート（成果報酬型）

- ・ 成果報酬型
- ・ 申請に必要な要件・書類の提示
- ・ 申請書・計画書をヒアリングを基にすべて作成
- ・ 交付決定後のアフターフォロー

③オンラインセミナー

- ・ 補助金の計画書作成
- ・ 過去の採択事例を基に具体的に解説

④オンライン個別コンサル

- ・ 計画書の書き方
- ・ 事業者が作成した計画書を基にレビュー

入力フォーム

プランツ（Prants）

施術者が補助金を計画的に活用するための無料チェックサービス
Practitioner grants plan

プランツ（Prants） Ver.1

【経営治療コンサルティング】
 施術ビジネス（整骨院、治療院、整体院、リラクゼーションサロン、美容・エステサロン等）業界向けの補助金チェック無料サービスです。

5分で簡単入力！ 補助金チェック無料サービス！

本年度から、複数回公募の補助金も増え、新型コロナウイルス感染症対策などの特例も重なりました。そのため、公募内容が毎回異なり、今後も公募回ごとの変更が想定されます。そこで、簡単な項目に記入するだけで、該当する補助金や概算金額を提示できるようにしました。

「次へ」をClickしたらスタートです。

次へ

1/6 ページ

結果レポート

結果レポート

御社の交付可能性が高い補助金額は・・・

最大交付金額 **150万円**

申請が採択された場合、最大150万円の交付可能性があります。
 ※基本的に、同じ取組みでの補助金交付は不可のため、交付可能性の高い金額を提示しています。

主要な該当する補助金

申請難易度を加味し、交付可能性が高い補助金をご紹介いたします。
 実施内容がホームページ制作と物理療法機器の導入のため、①の要件に該当する計画作成ができる可能性が高い。②で申請～採択された場合、交付金額は100万円となる。
 ①と②はどちらも採択されると、使用用途は感染症対策に限られるが、50万円の交付がある。

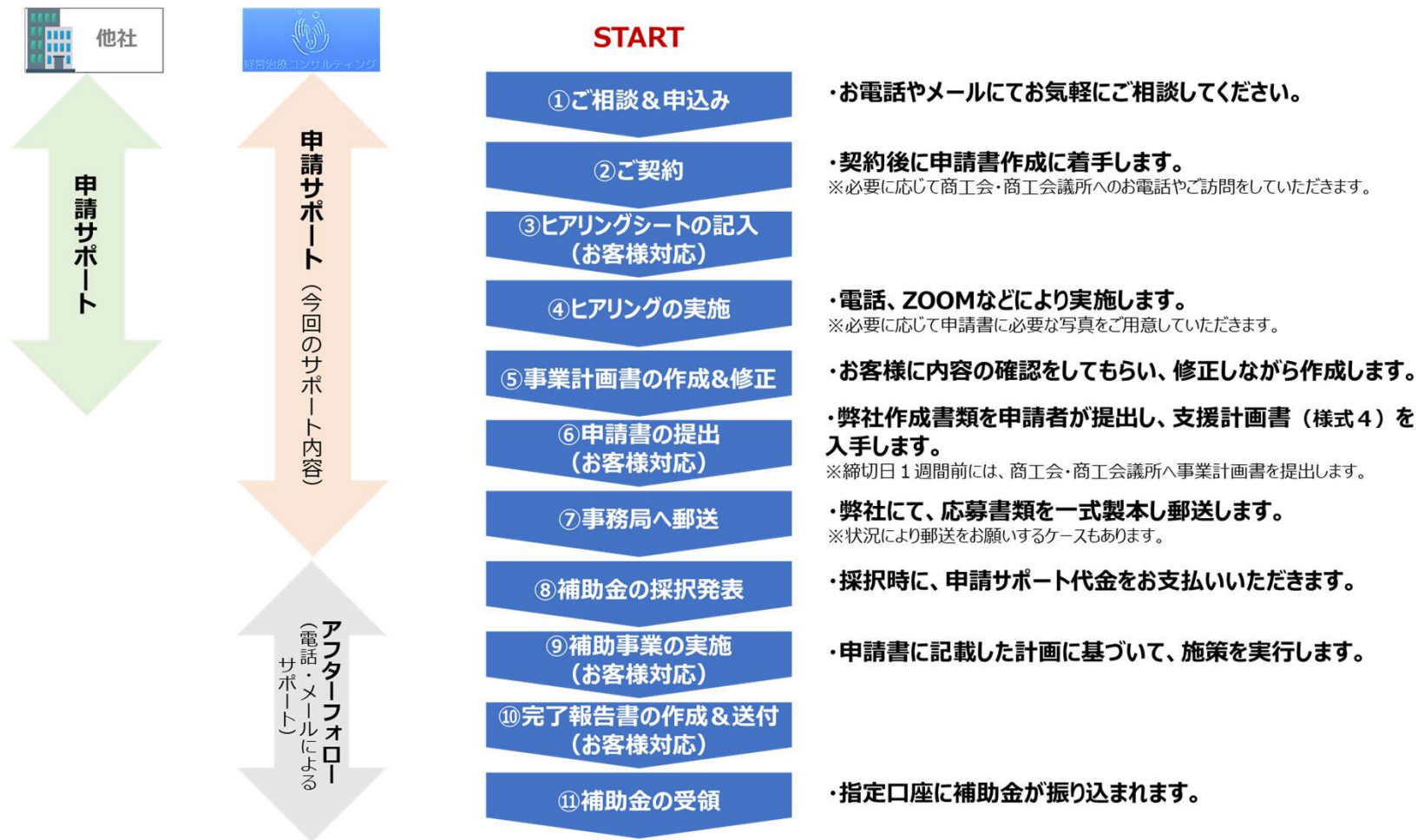
① 持続化補助金 コロナ特別対応型

交付上限額：100万＋事業再開枠50万
 補助率：3/4
 スケジュール（締切）
 ・ 2020/8/7
 ・ 2020/10/2

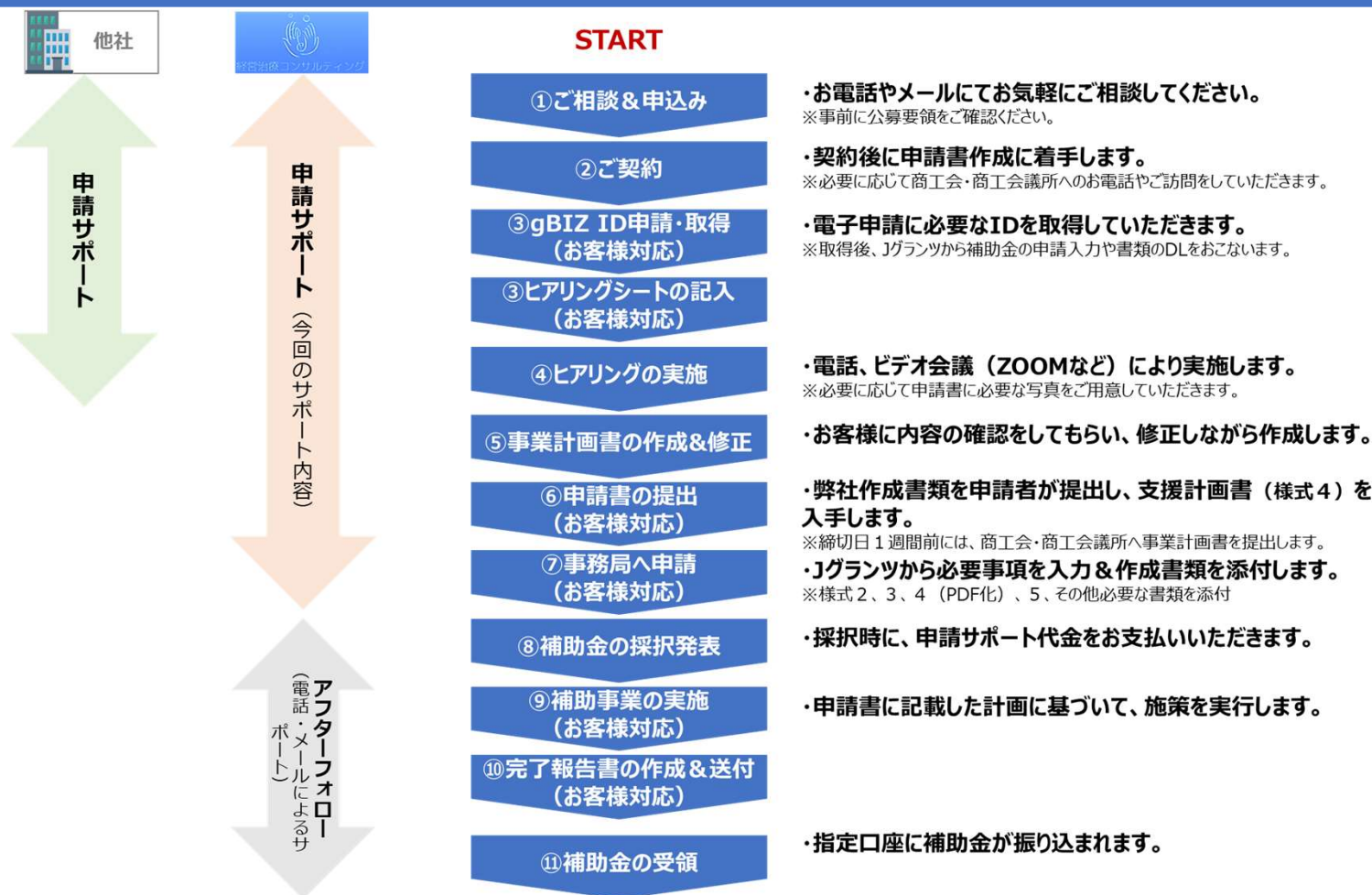
② 持続化補助金 通常枠

交付上限額：50万＋事業再開枠50万
 補助率：2/3
 スケジュール（締切）
 ・ 2020/10/2
 ・ 2021/2/5

申請フローとサポート範囲（通常申請） 持続化補助金



申請フローとサポート範囲（電子申請） 持続化補助金





Contents

	Page
0 1 補助金の概要	P4
0 2 3 大補助金と申請フロー	P11
0 3 小規模事業者持続化補助金	P16
0 4 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	P29
0 5 補助金申請サポート	P38
Appendix	P44

Apenndix
